

大学進学時に最大30万円

厚労省方針 生活保護世帯に支給

厚生労働省は、生活保護世帯の高校生が大学や専門学校などに進学する際、来年度から最大で三十万円の一時金を支給する方針を固めた。

親元を離れて進学する際に三十万円、同居を続ける場合は十万円を支給する。進学後の生活必需品の購入や教材費などに充ててもら

うことを想定。支援総額は国と地方を合わせて年間十億円程度になる見通し。

現状では原則的に生活保護世帯の高校生が進学すると、同居を続けていても親と生計を切り離す「世帯分離」により、家賃に充てる「住宅扶助」の支給が減額される。高校卒業後は働いて自立することが求められ

るためだが、進学をためらう要因になっているとの声も多い。

厚労省は、進学しても住宅扶助を減らさないようにする方針だ。一方、食費や光熱費などの「生活扶助」は現行通り、進学した子ども分だけ減額する。

大学などへの進学率は全世帯が73%なのに対し、生活保護世帯は33%にとどまっております。超党派の国会議員連盟などが対策を求めていた。